

信用リスクにおける保険会社の役割

オフィス草苺（前関東学園大学）

草 苺 耕 造

信用リスクに関する報道は略毎日のように行われ、サブ・プライム・ローンの破綻をはじめ企業倒産、贈収賄・横領事件等々枚挙の暇がない。保険会社がこの信用リスクとの関係を避けてきたのは賢明だったとする認識もある。しかしながら、信用リスクは、本来保険会社として担保すべき危険の一種である。問題は、保険会社が信用リスクを担保するという社会的役割をどの様に果たして行くことができるかということではないだろうか。この点を考察するのがこの報告の目的である。

本論では、信用リスクを「債務者の債務不履行又は義務者の義務不履行或は不法行為によって、債権者又は権利者が損害を被る可能性」と定義している。信用リスクは、債務者及び債権者によってその債務や義務の内容が変わってくる。

先ず貸借契約上の借主を債務者、貸主を債権者とするものがあり、その目的物も、金銭だけでなく、不動産や動産がある。元利金支払債務、賃貸料支払債務等がその内容となる。

次に、売買契約の買主・建設工事請負契約の発注者・役務提供契約の受益者・委任契約の委任者を債務者、売主・請負人・役務提供者・受任者を債権者とするものがある。代金支払債務がその内容である。

逆に、売買契約の売主・建設請負契約の請負人・役務提供契約の役務提供者・委任契約の受任者を債務者、買主・発注者・受益者・委任者を債権者とするものもある。物品・完成物の引渡債務、履行債務、瑕疵担保債務等がその内容となる。

雇用契約では、被用者の不誠実行為（盗難、横領、背任等）によって雇用者が損害を被る可能性も信用リスクと考えられる。

更に、各種法令における許認可業者や受益者を義務者、許認可権者や法令義務違反等によって損害を被った第三者を権利者とするものである。夫々の法令や許可条件に基づく義務がその内容となる。

わが国の信用リスクの総額は 2003 兆円と推定され、保険制度の対象となりうる信用リスクも 1250 兆円と推定される。

この信用リスクの移転の方法として保証制度や保険制度がある。保証制度としては、代表者個人・親会社等の連帯保証、手形保証等がある。又、信用保証協会や地方公共団体等の保証制度がある。銀行や保険会社が付随業務として行う保証制度もある。損害保険会社の保証証券業務もあるが、これは保険的手法を利用して行われる保証制度であり、最も合理的な保証制度とされる。保証制度では、金銭消費貸借契約における銀行等の様に債務者に対し債権者の立場が強い場合に可能となる。

【平成 20 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

報告要旨：草苜耕造

保険制度としては、先ず、国の政策的保険制度として中小企業信用保険や貿易保険等がある。次に、民間の保険会社はその保険事業として行う信用保険や保証保険がある。被保険者や保険の目的に係る残存債務に充当する為の生命保険、火災保険等もある。更に、金融デリバティブがある。この報告では、これらの複数の制度の概説と共に、信用保険、保証保険、保証証券業務の内容とその役割を検討し、その役割を果たす為の要件を論じて行きたい。

これらの保険会社の行う保険制度の役割としては、第 1 に信用リスクの保険会社への転嫁が可能になることがある。第 2 は被保険者の営業活動の適正な拡大が図れることである。第 3 に被保険者が保険制度を利用した競争入札制度の導入により、その調達価格の低廉化が図れるということがある。第 4 に信用事故の集積による企業利益の大幅な変動の排除が可能になることが考えられる。

わが国の保険業界の体力は、総資産や純資産によっても図ることができる。保険会社と銀行の総資産を比較すると、保険会社は銀行の 33%に過ぎない。しかし、純資産でその体力を考察すると、第 1 に保険会社は銀行の約 50%もの体力を持っていること、第 2 に、損害保険会社は、信用リスクに対して銀行業界、生命保険業界の夫々 35%、33%程度しか純資産を活用していないことが明らかになった。

しかし、保険制度がその役割を適正に果たして行くためには、一定の要件を備えていなければならない。この要件として、第 1 に、信用リスクに対する審査能力を保有する人材がその信用リスクに見合って確保されていること、第 2 に、保険制度を円滑に運営し、その効率化を図るために必要な電算化が進んでいること、第 3 に、信用リスクの事故処理体制・回収体制が整備されていることが挙げられる。

これらの要件を充足させる為には、信用リスクを担保する保険制度の重要性の認識が必要である。わが国で保険制度の対象となりうる信用リスクは、1250 兆円に達しているが、民間の保険制度により担保されている信用リスクは 30 兆 7810 億円とその 2.5%に過ぎない。保険業界がその負託に応じて信用リスクを担保する保険制度を充実していくことが望まれる。

この為の保険制度を発展させる方法論を提示してこの報告の結論とした。